

環循適発第 2008261 号
環循規発第 2008261 号
令和 2 年 8 月 26 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃棄物規制課長
（公印省略）

食品残さ利用飼料の加熱処理基準の見直しに係る対応について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

今般、下記のとおり、農林水産省において飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）等の関係法令が改正され、食品残さ利用飼料の安全確保対策として、同飼料の加熱処理基準の規定の見直しがなされ、当該規定が令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の事務にも影響が生じ得ると考えられるので、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 加熱処理基準の見直しに係る関係法令の改正の概要について

豚の悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）は、有効なワクチンや治療法がなく、発生した場合、畜産業界への影響が甚大な疾病である。平成 30 年 8 月以降、近隣諸国において本病の発生が急速に拡大しており、また、我が国に持ち込まれた肉製品からウイルスが分離されるなど、我が国への本病の侵入リスクが極めて高い状態にある。また、海外では、適切な処理がなされていない食品残さの豚への給餌が、ASF の発生原因となった事例が数多く報告されており、沖縄県で発生した豚熱（CSF）の事例についても、加熱不十分な食品残さの給餌により CSF ウイルスが侵入した可能性が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、ASF をはじめとした家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期すため、食品残さ利用飼料の安全確保対策を強化する必要がある。

そのため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づく成分規格等省令等の改正がなされ、食品残さ利用飼料の安全確保対策が的確に

講じられる体制が構築される。具体的には、肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする豚を対象とした飼料の製造の方法の基準について、次に掲げる事項等が義務付けられることとなった。

- (1) 加熱処理を行わなければ、豚を対象とする飼料に含んではならないこと
- (2) 攪拌しながら 90 度以上、60 分以上又はこれらと同等以上の加熱処理を行うこと
- (3) 加熱処理の記録の作成・保存を行うこと
- (4) 加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講ずること

二 加熱処理基準の見直しに係る廃棄物処理業関係の対応について

記の一（２）のとおり、加熱処理基準が、従来の「70 度 30 分以上又は 80 度 3 分以上」から「攪拌しながら 90 度以上、60 分以上又はこれらと同等以上」に変更となり、同規定が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることから、今後各地方公共団体において、この加熱処理基準の変更に伴う処理施設の設備の変更等に応じた対応が必要となることが予想される。

具体的には、廃棄物処分業等の許可を有する食品残さ利用飼料製造事業者から、法第 7 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 2 第 3 項の規定に基づく廃棄物処分業に係る変更届出、また、廃棄物処理施設の設置許可についても有する食品残さ利用飼料製造事業者から、法第 9 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づく廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可申請若しくは法第 9 条第 3 項又は第 15 条の 2 の 6 第 3 項の規定に基づく廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出等の件数が増加することが予想される。

そのため、特に、廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可申請については、受理した後、一定程度の処理期間を要することから、上記加熱処理基準の変更の規定の施行日に留意の上、申請者たる廃棄物処理施設の設置許可を有する食品残さ利用飼料製造事業者と適宜協力し、当該許可申請の円滑な処理に配慮願いたい。また、廃棄物処分業又は廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出を受理した場合においても、具体的な問題が生じた場合等を除き、当該届出者による処理業等の運営に支障が生ずることのないよう留意されたい。

なお、廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可又は届出が必要な場合かどうかの判断については、当該廃棄物処理施設における当該変更に伴う処理能力の増大及び生活環境への負荷の増大等、各廃棄物処理施設における処理の実態等を踏まえ、各地方公共団体において個別具体的に判断されたい。